



# 山形県公報

平成15年8月15日(金)  
第1466号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...987  
 指定居宅介護支援事業者の指定.....(同)...988  
 山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金交付規程を廃止する規程.....(生産流通課)...同  
 山形県水田農業経営確立助成補助金交付事務取扱交付金交付規程を廃止する規程.....(同)...同  
 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧.....(都市計画課)...同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...同  
 同.....(最上総合支庁建設総務課)...989  
 一般国道の供用の開始.....(同)...990  
 県道の供用の開始.....(同)...同

### 企業局関係

#### 規 程

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程.....同

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)...991  
 同.....(同)...992  
 同.....(同)...993  
 同.....(同)...994

## 告 示

山形県告示第796号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|---------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社つるのその<br>鶴岡市本町二丁目3番1号           | 訪問介護福祉事業所つるのその<br>鶴岡市本町二丁目3番1号  | 訪 問 介 護       | 平成15.6.30 |
| 医療法人社団山形愛心会<br>東田川郡余目町松陽一丁目1<br>番地1 | 在宅21くしびき<br>東田川郡櫛引町大字黒川字宮の下15番1 | 通 所 介 護       | 同 7.30    |
| 酒田合同自動車株式会社<br>酒田市山居町一丁目5番33号       | 酒田合同自動車株式会社<br>酒田市山居町一丁目5番33号   | 訪 問 介 護       | 同         |

山形県告示第797号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                           | 指定年月日       |
|---------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 有限会社そよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場358番地193 | ヘルパーステーションそよ風<br>鶴岡市大字下川字東海林場358番地193 | 平成15. 6. 12 |

山形県告示第798号

山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金交付規程を廃止する規程

山形県水田農業経営確立対策指導推進交付金交付規程（昭和62年 8月県告示第1099号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第799号

山形県水田農業経営確立助成補助金交付事務取扱交付金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県水田農業経営確立助成補助金交付事務取扱交付金交付規程を廃止する規程

山形県水田農業経営確立助成補助金交付事務取扱交付金交付規程（昭和62年 8月県告示第1100号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第800号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 山形広域都市計画地区計画
- (2) 名 称 船町メ張地区地区計画

2 縦覧の場所

土木部都市計画課

山形県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年 8月15日から同年 8月28日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 大江西川線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長     |
|-----------------------------------------|---|------|-----------------|---------|
| 西村山郡大江町大字顔好字家廻り乙84番13から<br>同 字表上乙65番1まで |   | 旧    | 16.8メートル<br>7.3 | 115メートル |
|                                         |   |      | 18.6メートル<br>7.3 | 122メートル |
| 同                                       | 上 | 新    | 20.3メートル<br>7.8 | 同 上     |

山形県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年8月15日から同年8月28日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 344号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長       |
|--------------------------------------------|---|------|------------------|-----------|
| 最上郡真室川町大字木ノ下字新林978番から<br>同 大字大沢字蟻喰3836番1まで |   | 旧    | 25.3メートル<br>10.0 | 1,361メートル |
|                                            |   |      | 25.3メートル<br>10.0 | 同 上       |
| 同                                          | 上 | 新    | 65.0メートル<br>15.6 | 1,720メートル |

- 2 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 片倉塩線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長   |
|-------------------------------|---|------|------------------|-------|
| 最上郡戸沢村大字角川字片倉3768番から<br>同 上まで |   | 旧    | 18.1メートル<br>10.0 | 9メートル |
|                               |   |      | 19.0メートル<br>10.0 | 7メートル |

- 3 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 戸沢大蔵線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延 長    |
|-------------------------------------|---|------|-----------------|--------|
| 最上郡戸沢村大字角川字片倉3530番1から<br>同 3761番1まで |   | 旧    | 13.2メートル<br>5.5 | 30メートル |
|                                     |   |      | 14.0メートル<br>6.8 | 同 上    |

- 4 (1) 道路の種類 県 道
- (2) 路 線 名 稲沢下野明線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長         |
|--------------------------------------------|------|-------------------|-------------|
| 最上郡金山町大字下野明字松ノ木1896番から<br>同 字中下関南387番 4 まで | 旧    | 20.0 メートル<br>12.0 | メートル<br>229 |
| 同 上                                        | 新    | 20.0 メートル<br>12.0 | 同 上         |
| 最上郡金山町大字下野明字松ノ木1896番から<br>同 字中下関南353番 1 まで |      | 76.0 メートル<br>16.2 | メートル<br>245 |

山形県告示第803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年8月15日から同年8月28日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字木ノ下字新林978番から  
同 大字大沢字滝ノ沢山5016番60まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 8月15日

山形県告示第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年8月15日から同年8月28日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 戸沢大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉3530番 1 から  
同 3761番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 8月15日

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第11号

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 8月15日

山形県企業管理者 細 野 武 司

県民ゴルフ場管理規程の一部を改正する規程

県民ゴルフ場管理規程（平成10年9月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 1人18ホールを超え 9ホールまで 1,400円 」 を 「 1人18ホールを超え 9ホールまで 400円 」 に  
 「 1人18ホールを超え 9ホールまで 3,000円 」 を 「 1人18ホールを超え 9ホールまで 1,400円 」 に改める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前になされた県民ゴルフ場の利用に係る料金については、なお従前の例による。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成15年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新庄ショッピングセンター  
新庄市五日町字清水川1291番2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号  
代表取締役 反田 悦生
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 原 田 昭 彦 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                | 代表者の氏名  |
|---------------|--------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号 | 反 田 悦 生 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所                    | 代表者の氏名  |
|---------------|------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号     | 原 田 昭 彦 |
| 株式会社 キ ン グ    | 東根市温泉町一丁目2番18号         | 猪 俣 昭 男 |
| 株式会社 大 創 産 業  | 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 ニューステップ  | 東京都中央区新川一丁目22番15号      | 高 田 覚 司 |
| 株式会社 ツ ル ハ    | 北海道札幌市東区北24条20丁目1番24号  | 鶴 羽 樹   |

|                   |              |         |
|-------------------|--------------|---------|
| 株式会社 ハムシステム庄<br>内 | 酒田市大町 8 番34号 | 佐 藤 公 俊 |
| そ の 他 は 未 定       |              |         |

( 変更後 )

| 名 称               | 住 所                      | 代表者の氏名  |
|-------------------|--------------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社     | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号     | 反 田 悦 生 |
| 株式会社 キ ン グ        | 東根市温泉町一丁目 2 番18号         | 猪 股 昭 男 |
| 株式会社 大 創 産 業      | 広島県東広島市西条町大字吉行字向 1 番地の60 | 矢 野 博 丈 |
| 株式会社 ニューステップ      | 東京都中央区新川一丁目22番15号        | 高 田 覚 司 |
| 株式会社 ツ ル ハ        | 北海道札幌市東区北24条20丁目 1 番24号  | 鶴 羽 樹   |
| 株式会社 ハムシステム庄<br>内 | 酒田市大町 8 番34号             | 佐 藤 公 俊 |
| そ の 他 は 未 定       |                          |         |

## 4 変更年月日

平成15年 5月13日

## 5 届出年月日

平成15年 7月14日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成15年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番 2 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号

代表取締役 反田 悦生

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者       | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考                              |
|---------------|------|------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時 | 午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分、年間30日は開店時刻午前8時 |

(変更後)

| 小売業を行う者       | 開店時刻 | 閉店時刻 | 備考 |
|---------------|------|------|----|
| マックスバリュ東北株式会社 | 終日営業 |      |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時から午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から午前0時30分まで、年間30日は午前7時30分から午前0時30分まで

(変更後) 終日

4 変更年月日

平成15年8月2日

5 届出年月日

平成15年8月1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに真室川町役場において平成15年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年8月15日

山形県知事 高橋和雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 反田 悦生

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 原 田 昭 彦 |

( 変更後 )

| 名 称           | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 反 田 悦 生 |

## 4 変更年月日

平成15年 5月13日

## 5 届出年月日

平成15年 8月 1日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに白鷹町役場において平成15年12月15日まで縦覧に供する。

平成15年 8月15日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

白鷹ショッピングセンター

西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字田中道535番 1 外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社共同企画 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1028番地

代表取締役 沖 秀明

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

( 変更前 )

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|---------------|----------------------|---------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 原 田 昭 彦 |
| 有限会社 越後屋洋品店   | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1013番地   | 大 友 昭 男 |
| 五十嵐 治 雄       | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙598番地の 3 |         |
| 沖 秀 明         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3847番地    |         |

|              |                      |           |
|--------------|----------------------|-----------|
| 新 田 康 弘      | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1038番地    |           |
| 小 角 研 一      | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙970番地    |           |
| 黒 澤 利 朗      | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3288番地    |           |
| 株式会社 丸 立     | 長井市ままの上 6 番55号       | 沓 沢 幸 太 郎 |
| 有限会社 やまり菓子舗  | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1213番地   | 新 宮 政 利   |
| 佐 藤 正 信      | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2218番地の 6 |           |
| 株式会社 共 同 企 画 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1028番地   | 沖 秀 明     |
| 株式会社 シ ブ ヤ   | 寒河江市末広町 4 番43号       | 渋 谷 政 義   |
| 株式会社 コ メ リ   | 新潟県新潟市米山四丁目 1 番28号   | 捧 賢 一     |

( 変 更 後 )

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                  | 代 表 者 の 氏 名 |
|---------------|----------------------|-------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 秋田県秋田市土崎港北一丁目 6 番25号 | 反 田 悦 生     |
| 有限会社 越後屋洋品店   | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1013番地   | 大 友 昭 男     |
| 五 十 嵐 治 雄     | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙598番地の 3 |             |
| 沖 秀 明         | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3847番地    |             |
| 新 田 康 弘       | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝1038番地    |             |
| 小 角 研 一       | 西置賜郡白鷹町大字荒砥乙970番地    |             |
| 黒 澤 利 朗       | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝3288番地    |             |
| 沓 沢 栄         | 長井市ままの上 6 番55号       |             |
| 有限会社 やまり菓子舗   | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1213番地   | 新 宮 政 利     |
| 佐 藤 正 信       | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2218番地の 6 |             |
| 株式会社 共 同 企 画  | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1028番地   | 沖 秀 明       |
| 株式会社 シ ブ ヤ    | 寒河江市末広町 4 番43号       | 渋 谷 政 義     |
| 株式会社 コ メ リ    | 新潟県新潟市米山四丁目 1 番28号   | 捧 賢 一       |

4 変 更 年 月 日

平成15年 5月13日

5 届出年月日

平成15年 8月 1日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年12月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見